

アドバイザー契約書（月額5万円）

委嘱者_____（以下「甲」という。）と、弁護士鐘ヶ江啓司（以下「乙」という。）とは、甲乙間において下記のとおりアドバイザー契約を締結した。

第1条 甲は乙に対し、次の事項を委嘱し、乙はこれを受諾する。

1. 甲の相談・受任案件に関して、メール・Zoom・電話等により相談に応じ、法律関係のリサーチ、受任通知案、準備書面案の作成をする。
2. 甲の相談・受任案件に関して、甲の求めに応じて甲の依頼者との打ち合わせへの参加、現地調査、事実関係調査、その他甲の復代理人としての活動を行う。
3. その他、甲と乙の個別協議によって定める委嘱事項を行う。

第2条 乙は、甲から相談を受けた事項その他甲の業務に関し職務上知り得た一切の事項について、乙の業務遂行上の必要性に反しない限りで、甲の秘密を遵守する。また、甲から委任を受けた事項については、法令・弁護士会会則等・弁護士倫理又は社会正義に反しない限度において、甲の利益のため誠実に処理する。

第3条 乙は甲から委任を受けた事項について、甲の承諾を得て、乙以外の弁護士に復代理をさせることができる。

第4条 甲は乙に対して、次のとおり顧問料等を支払うものとする。

1. 乙は、甲に対して、毎月10日までに、前月分の顧問料等の請求書を送付する。
2. 甲は、**顧問料として月額5万円(税別、源泉税込)**を、第1項の請求書を受領した月の月末までに、乙の福岡銀行赤坂門支店（普通）1966782「弁護士 鐘ヶ江啓司」（ベンゴシカネガエケイジ）の銀行口座に送金して支払うものとする。
3. **乙は、顧問料の範囲で1月あたり2時間まで業務を行う。**業務時間は移動時間も含まず15分単位（切り上げ）で計算する。業務時間は毎月1日～末日の範囲で累計し、翌月に繰り越さない。
4. 経済情勢の変化、委嘱事務の増減等により、第2項の顧問料額が不相当となった時は、甲・乙協議のうえ、これを増減することができるものとする。
5. 甲は、乙に対して、第1条の法律事務を処理するに際して生じた通信費、交通費、資料取寄せ等の実費を負担するものとし、乙からの請求に

もとづき、第1項の顧問料に付加して支払うものとする。

6. 乙は、甲に対して、第1項の請求書と併せて、業務時間の内訳を書面で報告するものとし、甲は、乙の業務時間に異議がある場合は、通知のあった翌日から起算して1週間以内に異議を述べるものとする。異議のあった場合は甲乙間で協議するものとする。甲が期間内に異議を述べなかった場合、甲は乙の業務時間について承認したものとみなす。

第5条 乙は甲に対し、次の場合を除き、相談料、鑑定料を請求しない。

1. 鑑定のため特別に調査研究を要した場合の実費。
2. 乙の月の業務時間（移動時間含む）が2時間を超えた場合。業務時間が2時間を超える見込みが生じた場合は、乙は速やかにその旨及び業務時間の内訳を甲に通知する。2時間を超えた分の弁護士費用は、1時間3万円（税別、源泉税込・15分単位で切り上げ計算）とする。
3. 出張については、タイムチャージは実活動時間について計算するものとして、移動時間を含まないものとする。但し、移動時間が5時間を越えた場合は、別途金5万0000円（税別、源泉税込）を、宿泊を伴う場合は、金10万0000円（税別、源泉税込）を加算する。

第6条 甲は、甲及び甲の依頼者が下記の暴力団等にあたらぬことを表明する。

1. 乙は、甲及びその依頼者が暴力団、暴力団員、暴力団関係団体若しくはその関係者、総会屋、その他反社会的勢力(以下、「暴力団等」とする)であると判明した場合、又は暴力団等を利用していることが判明した場合には、本委任契約を解除できる。
2. 乙は、甲及びその依頼者が過去に暴力団等であったこと、又は甲が過去に暴力団等であったものを利用していることが判明した場合、及び甲が将来暴力団等になった場合にも、本委任契約を解除できる。
3. 本条に基づく解除がされた場合、甲は乙に対して顧問料・日当・実費等の名目の如何を問わず、既に支払った金銭等の返還請求や事件処理中止に伴う損害賠償請求等の一切の請求を行えないものとする。

第7条 この契約の有効期限は令和__年__月__日から1年間とし、甲・乙のいずれか一方から上記期間の満了までに解約の申入れがない限り、同一条件で更新されるものとする。

第8条 この契約は、甲乙の信頼関係を基礎に維持・継続されるものであり、甲または乙において、理由を問わず、何時にても解約することができる。但し、甲は乙に対し既に支払った顧問料・日当・実費の返還を求めることはできない。

第9条 この契約又はこの契約に関連して生ずる甲乙間のすべての紛争は、訴訟
手続によらず、乙が所属する弁護士会において、同会の紛議調停委員会の
仲裁手続によって解決することを、甲と乙とは合意する。

第10条

1. 本契約に関連して乙が行う通知（書類等の送付含む）は、甲が乙にあらかじめ届け出た通知先に行うものとする。
2. 前項の通知等は、前項の甲の通知先（本項ただし書により変更された場合には、変更後の通知先）を正確なものとみなし、当該通知先に到達した日にこれがされたものとみなす。ただし、甲は、相手方に通知先の変更通知をすることにより通知先を変更することができる。
3. 甲が前項の通知を怠り、又は乙からの通知の受領を拒否したため、乙からされた通知又は送付された書類等が延着し、又は到着しなかった場合には、通常到着すべき時に到着したものとみなす。

第11条 乙は、本委任事務の終了後、速やかに寄託を受けた証拠書類、証拠品の
原本を甲に返還するものとし、甲はこれを受領する。甲が受領を拒否し
た場合（受領を督促する通知に対して合理的期間内に返答がない場合を含
む）は、乙は甲が所有権を放棄したものとして、甲に何ら通知することな
く、これを破棄することができる。

第12条 乙は、本委任事務の終了後、少なくとも5年間、本委任事務の記録（紙
媒体に限る）をスキャンし、PDFデータに変換した上で保管するものとし
る。当該期間経過後、乙は、甲に何ら通知することなく、本委任事務の記録
を破棄することができる。

第13条 甲は、乙が、著作権法41条の2第1項に基づいて裁判手続のため複
製した文献資料の抜粋について、同条の趣旨に照らして取り扱い、目的外使
用をしないことを約束する。

第14条 甲は、乙への委任に先立って、甲の依頼者に対して、乙に対して情報
開示の同意を得ることと、併せて、甲の依頼者に対して、乙が甲の依頼者
に対して責任を負うものではないことを告知するものとする。

第15条 乙は、次の案件については対応しないものとし、甲はこれをあらかじめ
承諾した上で本契約を締結する。

- ① 暴力団等、半グレ、トクリュウその他の反社会的勢力を依頼者とする案件
- ② 児童が虐待又は性被害を受けた事件で、加害者を依頼者とする案件（盗撮事件、少年事件を除く）

- ③ 甲の依頼者から乙に対する情報開示の同意が得られない事件。
- ④ 利益相反、その他、乙が対応不可と判断した案件。

以上のおおりに合意し、その成立の証として本契約書2通を作成し、署名・捺印のうえ、各自1通宛所持するものとする。ただし、本契約を電子契約にて締結した場合には、本契約の成立を証するため、電子契約書ファイルを作成し、それぞれ電子署名を行う。この場合、電子データである電子契約書ファイルを原本とし、同ファイルを印刷した文書はその写しとする。

令和____年____月____日

(所在地) 〒 _____

(甲)

(事務所) 〒 8 1 0 - 0 0 2 2

福岡市中央区薬院1丁目5-11

薬院ヒルズビル4階 4-A号

薬院法律事務所

(乙) 弁護士 鐘ヶ江 啓 司